

第1回 高規格堤防の見直しに関する検討会 議事要旨

平成23年2月18日（金）10:00～12:00
中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

【出席者】

宮村座長、清水委員、多々納委員、辻本委員、中川委員、関河川局長ほか

【高規格堤防の見直しに関する検討会の設置について】

- ・ 規約については案のとおり承認され、会議資料、議事要旨についてホームページ上に公開することとなった。
- ・ 平成23年度については、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限り、必要最小限の措置を行う場合を除き、予算措置をしないこと、また平成24年度予算に反映することとするため、本検討会で検討する主な検討内容及び今後のスケジュールについて了承された。

【首都圏、近畿圏の堤防の整備状況について】

主な意見は以下のとおり。

- ・ 高規格堤防は堤防強化と切り離してB（便益）の議論をすべきである。
- ・ 高規格堤防は超過洪水対策であることから、HWL以上の部分を高規格堤防のB（便益）と割り切る方向性で良い。
- ・ 首都圏、近畿圏の堤防整備のあり方の議論を見通して、堤防強化と高規格堤防を議論することは理解できる。

【高規格堤防整備とまちづくりについて】

主な意見は以下のとおり。

- ・ 高規格堤防の整備は、都市中心部を守るという大事な事業であるにもかかわらず、まちづくりとの関係から、事業の進め方が受け身的になっている。
- ・ 居住空間が良くなるなどの視点ばかりでなく、広域避難所の確保や浄水場などの災害時の機能保持といった危機管理の位置付けで取り組んでいる自治体もあるということが、この事業のもう一つの評価しておかなくてはならないところ。
- ・ 高規格堤防のB（便益）としては、治水面だけのB（便益）を考えるので、治水面に関する費用だけを計上するという考えと、まちづくりと治水面の全体のB（便益）を考えて、全体の事業費を計上する考え方もあるが、後者は非常に難しい。
- ・ まちづくり事業と費用を折半している部分があれば、それに見合うB（便益）についても、それぞれ折半してみるべきではないか。
- ・ 河川事業とまちづくり事業の各々の事業で、B/Cを成り立たせるという議論ではなく、公共事業全体としてのB/Cという発想にも気を付けないといけないのでは。
- ・ 議論しやすいように、事例の中では、まちづくりがいつ始まって、いつ終わったか

ということも、分かる範囲で記載した方が良い。

【高規格堤防の費用対効果算出の考え方（案）について】

費用対効果算出の考え方（案）について承認された。主な意見は以下のとおり。

- ・ 今日の方法は暫定的なものであって、効果算定上の割り切りだということを確認しておいた方が良い。
- ・ 整備延長（ Q ）をHWL越えの区間延長（ L ）で割る考え方は、事業進捗率と同じことになるが、これについても同様にかなり割り切った考えと言えるだろう。
- ・ この考え方は、有効な区間を抽出して検討をしているもの、とすることができる。
- ・ なぜ、高規格堤防を考えなくてはならなかったのか。HWLと地盤高の差を最小にすべきというのが治水の根本的な考えであるにもかかわらず、HWLを上げなければならなかった、そして高い堤防が造られてきた。そのような中で、HWLと地盤の高さを小さくするという根本に戻って考えようということで、高規格堤防が造られるようになったことなど、高規格堤防を整備するに至った経緯や整備の必要性について、国民に分かりやすく説明する必要がある。

【その他】

第2回目の検討会は、4月を目途に開催することとし、後日、日程調整を行う。